

工事仕様書
(配電請負工事[架空線])

2025年1月

四国電力送配電株式会社

目次

1. 総則

- 1-1 適用範囲
- 1-2 募集する工事対象期間
- 1-3 契約期間
- 1-4 工事対象区域
- 1-5 工事内容
- 1-6 工事用品の負担区分
- 1-7 実施の心構え
- 1-8 安全の確保

2. 工事の実施

- 2-1 工事種別・単位
- 2-2 工事の発注
- 2-3 工事の施工
- 2-4 工程管理
- 2-5 その他留意事項

3. 完了報告および検収・検査

- 3-1 完了報告
- 3-2 検査・検収
- 3-3 工事単価

4. 非常災害時等の協力

5. 体制の構築

6. 産業廃棄物の取り扱い

7. 契約不適合責任期間

8. 過怠行為の種類および過怠金

9. 帳票の保管

10. 秘密情報等の取り扱い

- 10-1 秘密保持
- 10-2 秘密情報の安全管理
- 10-3 下請負に対する個人情報の取り扱い

11. 疑義の解釈

1. 総則

1-1 適用範囲

本工事仕様書（以下「仕様書」という。）は四国電力送配電株式会社（以下、「発注者」という。）が契約相手先（以下「受注者」という。）に発注する配電外線工事・内線工事（以下、「配電請負工事」という。）に適用する。

1-2 募集する工事対象期間

2026年6月21日 ～ 2031年6月20日（5ヵ年）

1-3 契約期間

単年契約とし、毎年更改する。

ただし、期間満了の1か月前までに発注者・受注者両者において異議の申し立てのない場合は、本契約の有効期間をさらに1ヵ年延長するものとし、以後この例によるものとする。

1-4 工事対象区域

発注者の一般送配電事業の供給区域の全域。

ただし、一部区域の実施も協議により可能とする。

1-5 工事内容

配電請負工事内容は、以下に定める通りとし、その詳細は、発注者が別途提示する配電工事標準等工事に関する諸規程（以下、まとめて「標準仕様書等」という。）に従うものとする。なお、工事の具体例は別紙1に示す。

- (1) 高圧および低圧架空配電線（引込線、計器を含む）に関する工事
- (2) 遠制ケーブルなどの通信線工事
- (3) 上記（1）（2）に付帯実施する作業

1-6 工事用品の負担区分

工事に要する用品等（以下、「工事用品」という。）の負担区分は以下に定める通りとする。

- (1) 配電請負工事の施工にあたって、受注者が必要とする機器、工具類については、原則、受注者の負担とする。
- (2) 主要資材（コンクリート柱、鉄柱、電線、柱上変圧器等）、副資材（アーム、バンド類等）および消耗品等の工事用材料（以下、「業者調達材料」という。）の調達にかかる費用については、原則、受注者の負担とする。調達方法については別途発注者と受注者の協議により決定する。ただし、発注者が必要であると認めた工事用材料（以下、「社給材料」という。）については、発注者の負担において調達し、受注者に支給する。
- (3) 受注者は上記（2）の社給材料について、損傷を与えないよう慎重な取り扱いを心掛ける。

1-7 実施の心構え

受注者は、発注者が公益事業者として、電気供給責任のみならず、安全の確保、公害の防止および環境の保全に社会的責任を負っていることを認識し、発注者のこれらの責任の一端を担う心構えをもって、配電請負工事の実施に万全を期さなければならない。

1-8 安全の確保

受注者は、配電請負工事の実施にあたり、労働安全衛生法をはじめ関係法令を遵守し常に本請負従事者の安全確保および災害の防止に万全を期するとともに、第三者に対し、損害その他の迷惑を及ぼさないよう細心の注意を払わなければならない。

2. 工事の実施

2-1 工事種別・単位

工事種別・単位は、発注者が別途提示する「配電工事工種適用基準」、「配電工事請負単価表」および「標準仕様書等」による。

2-2 工事の発注

工事の発注は、発注者が工事票またはそのデータ等を交付することにより行う。ただし、緊急を要する場合は、発注者は受注者に、工事票またはそのデータ等の交付に先立って、口頭での工事の発注を行うことができる。

2-3 工事の施工

受注者は、関係法令および諸規則を遵守し、発注者が別途定める「標準仕様書等」にもとづき、適正かつ誠実に工事を実施し、発注者が指定する期日までに完成しなければならない。

2-4 工程管理

受注者は、受注した工事について、施工の漏れおよび遅延等が発生しないよう厳正に管理する。

2-5 その他留意事項

- (1) 受注者は、配電請負工事の施工に関し、工事責任者および工事施工の技術上の指導管理をつかさどる技術主任を事業所ごとに定め、発注者に書面により届出する。これらを変更する場合も同様とする。
- (2) 社給材料および業者調達材料の管理については以下の通り取り扱う。

ア. 社給材料

社給材料については、施工の都度、所要数量を発注者から受注者に引き渡す。社給材料の受渡場所は、発注者および受注者があらかじめ協議した倉庫または置場とする。

イ. 業者調達材料

業者調達材料について、発注者が購入先を指定する材料については、その購入先から購入しなければならない。購入先を指定しない材料のうち、電氣的性能を必要としないものについては、発注者が定める規格または標準仕様書等を逸脱しない範囲で、受注者が購入先を選定し購入することができる。一方、電氣的性能が必要なものについては、受注者に

において、発注者の定める性能および品質に適合することを確認し、発注者が承認したものでなければ使用できない。ただし、機材工具類については、この限りでない。

3. 工事の完了

3-1 完了報告

受注者は、工事が完了したときは、自主検査を行ったのち、遅滞なく発注者に竣工報告書類およびその他工事完了の報告に必要な資料を提出・報告する。

3-2 検査・検収

- (1) 発注者は、上記3-1の提出・報告を受けた際は、発注者の定める「配電工事検査標準」等にもとづき、速やかに所定の検査を実施する。
- (2) 発注者の検査に合格しなかったときは、受注者は、発注者の指定する期日までに受注者の負担で契約どおりに工事を履行し、改めて上記(1)の検査を受けなければならない。
- (3) 成果物および工事目的物が上記(1)(2)の検査に合格した時は、受注者は成果物および工事目的物を発注者に引き渡すものとする。
- (4) 発注者は検査合格後、速やかに検収を行うものとする。

3-3 工事単価

別途、契約締結時に定めるものとする。

4. 非常災害時等の協力

- (1) 暴風雨、地震など異常な自然現象または大規模な火災その他これに類する原因によって、発注者の電気工作物に重大な災害が発生した場合、または発生のおそれがある場合、発注者は災害の応急復旧工事等について、受注者に対し出動または待機を要請することができる。この場合受注者は発注者の要請に可能な限り協力するものとする。
- (2) 上記(1)に掲げる以外の原因によって高圧配電線事故等が発生した時に、発注者の復旧要員が不足するおそれがある場合、発注者は高圧配電線事故等の応急復旧工事等について、受注者に対し出動を要請することができる。この場合受注者は発注者の要請に可能な限り協力するものとする。

5. 体制の構築

受注者は、配電請負工事の実施にあたり、発注者との綿密な調整・連携、工事用品の適切な保管および4. 非常災害時等の協力を即応できる体制を構築すること。

6. 産業廃棄物の取り扱い

受注者は、配電請負工事に伴い発生する産業廃棄物等については、建設リサイクル法等の関係法令および諸規則を遵守し、適正に処理することとし、産業廃棄物等による環境汚染の未然防止に努めなければならない。

7. 契約不適合責任期間

契約不適合責任期間の適用区分は、次による。

契約不適合責任期間	適用区分
5年	電線（ケーブル、リード線等を含み、低圧引込線を除く） 接続・絶縁処理工事、電柱根かせ工事、支線下部工事、 接地極工事（接地抵抗値は除く）、遠制工事
3年	上記以外の工事

ただし、受注者が負担する工事中材料に起因する契約不適合責任期間は、1年とする。

8. 過怠行為の種類および過怠金

過怠行為の種類は次の通りとし、過怠金の金額については、別途契約締結時に定める。

過怠行為の種類			過怠金(1件当たり)
事故・災害	1種事故	・高圧供給支障事故 ・作業員死傷事故 ・第三者加害人身事故	別途契約締結時に 定める
	2種事故	・低圧供給支障事故 ・発注者の設備損壊事故 ・第三者加害物損事故	
	3種事故	・軽微な低圧供給支障事故	
違反行為	1種違反行為	・法令違反行為 ・お客さまサービス低下行為	
	2種違反行為	・不良行為	
	3種違反行為	・工程遅延等	
不良工事	1種不良工事	・供給、保安、対境上重大な影響のある不良工事	
	2種不良工事	・供給、保安、対境上影響のある不良工事	
注意事項		・上記不良工事に該当しない軽微な不良工事	

9. 帳票の保管

帳票の保管期間は、発注者が別途定める。

10. 秘密情報等の取り扱い

10-1. 秘密保持

- 発注者および受注者は、配電請負工事の実施および契約により知り得た相手方の秘密情報（個人情報を含む。以下、「秘密情報」という。）について、これを適正に管理し、保持しなければならない。
- 発注者および受注者は、相手方の秘密情報について、あらかじめ相手方の書面による承諾がない限り、第三者に開示してはならない。ただし、以下の①から⑦に該当する場合は、この限りでない。

- ①. 開示時点ですでに公知であった場合。
 - ②. 開示時点ですでに発注者または受注者が正当に所有していた場合。
 - ③. 開示後、発注者または受注者の責に帰することなく公知となった場合。
 - ④. 発注者または受注者が開示された情報によることなく独自に開発した場合。
 - ⑤. 発注者または受注者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得した場合。
 - ⑥. 法令、政府・裁判所、官公署その他からの命令等に基づき報告、説明、資料提出等の情報開示を求められた場合。
 - ⑦. 契約の履行のため、下請負先等に開示する必要がある場合。なお、この場合、発注者および受注者は、自らが負う義務と同等の義務を当該下請負先等に課すものとする。
- (3) 発注者は、事前に通知することなく、受注者において適正に発注者の秘密情報が取り扱われているかを確認するため監査を行うことができるものとする。
 - (4) 上記(3)に基づき発注者が受注者に対して発注者の秘密情報の取り扱い状況について報告を求めた場合、受注者は速やかにこれを発注者に報告しなければならない。
 - (5) 受注者において、秘密情報の漏えい等の事故が発生し、または発生したおそれがある場合、受注者は、ただちに発注者に対してその内容を報告するとともに、発注者の指示に従い適切な措置を講じなければならない。
 - (6) 受注者は、配電請負工事の実施にあたり発注者から受注者に提供された発注者の秘密情報について、発注者の同意なくして開示または第三者に漏洩し、または配電請負工事の遂行以外の目的で利用してはならず、配電請負工事に従事する役員、従業員等が在職、在籍中はもとより退任、退職後も同様の義務を負わせるものとし、当該役員、従業員がこの義務に反した場合には、受注者がこの義務に反したものとしてその責任を負うものとする。
 - (7) 受注者は、契約の定めに反し、故意または過失により、発注者の秘密情報を開示または第三者に漏えいし、または本請負以外の目的で利用したため、第三者に損害を与えた場合は、その損害の責めを負うとともに、発注者と協議のうえ、損害回復のために必要な処置を行わなければならない。

10-2. 秘密情報の安全管理

- (1) 発注者および受注者は、相手方の秘密情報を取り扱うにあたっては、その目的外利用を禁止するものとし、配電請負工事の実施に必要な範囲内において、これを行わなければならない。
- (2) 発注者および受注者は、配電請負工事の実施にあたり、知り得た相手方の秘密情報の適正管理を図るため、必要かつ適切な安全管理措置を講じるとともに、相手方の秘密情報を取り扱う従業者に対して、当該情報を適正に管理するよう適切な指導・教育を行わなければならない。
- (3) 発注者および受注者は、配電請負工事の実施に必要な範囲内において、相手方の秘密情報を取り扱う従業者および取り扱う区域を限定しなければならない。
- (4) 発注者および受注者は、安全に十分配慮した適切な方法により相手方が保有する秘密情報を授受しなければならない。

- (5) 受注者は、配電請負工事の開始までに、発注者の個人情報を取り扱う従業者の氏名、役職等を記載した名簿を発注者に提出するものとする。これを変更する場合も同様とする。
- (6) 発注者および受注者は、契約が完了した場合は、相手方の個人情報について、相手方の指示に従い、相手方から提供を受けた個人情報ならびにその複製物および複写物のすべてを、発注者に返還し、または、廃棄しなければならない。

10-3. 下請負に対する個人情報の取り扱い

- (1) 受注者は、契約の履行のため、発注者の個人情報の取り扱いを下請または再委託する必要がある場合は、事前に、発注者に対して書面により下請負先等および下請業務の内容等を通知し、発注者の承認を得なければならない。
- (2) 上記(1)の場合、受注者は、下請負先等に対し、発注者の個人情報の取り扱いに関して、発注者と受注者が締結する契約と同様の内容を定めるとともに、下請負先等の管理を適切に行わなければならない。また、発注者が受注者とともに下請負先等の個人情報の取り扱い状況を監査できるよう予め下請負先等の承認を得るものとする。
- (3) 下請負先等がさらに下請または再委託する場合も、事前に受注者の承認を得るものとし、以降下請または再委託を繰り返す場合も同様とする。

11. 疑義の解釈

本仕様書について、定めのない事項が生じた場合および疑義が生じた場合は、発注者と受注者が誠意をもって協議し、解決する。

〈工事内容の具体例〉

工事内容	具体例
外線工事	<ul style="list-style-type: none">・ 支持物（コンクリート柱、鉄柱等）の建柱、撤去工事・ 高圧電線・低圧電線の取付、張替、撤去工事・ 変圧器の取付、取替、撤去工事・ 電線支持用アームや電線カバー類の取替工事 など
内線工事	<ul style="list-style-type: none">・ 引込線の取付、張替、撤去工事・ 計量器の取付、取替、撤去工事・ 計器箱の取付、取替、撤去工事 など
通信線工事	<ul style="list-style-type: none">・ 線路用自動開閉器の通信用ケーブルの取付、張替、撤去工事・ 線路用自動開閉器の操作用子装置の取付、取替、撤去工事 など